

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口の状況

本市及び周辺の君津市（以下、「周辺地域」という）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示すとおりである。

本市の人口は増加の傾向にあり、平成 19 年からの 10 年間で約 1.2 万人増加している。また、周辺地域の人口については減少の傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数等の状況

市	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	木更津市	134,803	56,127	970.2
	君津市	84,570	34,619	265.3

注：平成 29 年 4 月 1 日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査」（平成 29 年 4 月、千葉県総合企画部統計課）

「平成 28 年度市町村資料集」（平成 29 年 4 月、千葉県総務部市町村課）

表 3.2-2 人口の推移

年	項目	人口（人）	
		木更津市	君津市
	平成 19 年	122,850	89,695
	平成 20 年	123,900	89,042
	平成 21 年	125,215	88,866
	平成 22 年	126,388	88,735
	平成 23 年	129,379	88,814
	平成 24 年	130,119	88,409
	平成 25 年	130,811	87,804
	平成 26 年	131,297	87,041
	平成 27 年	132,100	86,538
	平成 28 年	134,247	85,451
	平成 29 年	134,803	84,570

注：各年 4 月 1 日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査」（平成 29 年 4 月、千葉県総合企画部統計課）

### 3.2.2 産業の状況

本市及び周辺地域の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

本市では、事業所数が 5,183 事業所、従業者数が 53,885 人となっている。業種別にみると、卸売業、小売業が事業所数で 26.2%、従業者数で 21.7%と最も多くなっている。

表 3.2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	区分	木更津市		君津市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	総数(事業所・人)	15	163	40	488
	構成比(%)	0.3	0.3	1.1	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業	総数(事業所・人)	6	54	14	207
	構成比(%)	0.1	0.1	0.4	0.5
建設業	総数(事業所・人)	613	4,823	412	4,712
	構成比(%)	11.8	9.0	11.8	11.4
製造業	総数(事業所・人)	215	4,362	179	8,014
	構成比(%)	4.1	8.1	5.1	19.4
電気・ガス・熱供給・水道業	総数(事業所・人)	7	501	8	186
	構成比(%)	0.1	0.9	0.2	0.5
情報通信業	総数(事業所・人)	30	346	3	5
	構成比(%)	0.6	0.6	0.1	0.0
運輸業、郵便業	総数(事業所・人)	126	2,775	76	2,641
	構成比(%)	2.4	5.1	2.2	6.4
卸売業、小売業	総数(事業所・人)	1,357	11,686	704	6,082
	構成比(%)	26.2	21.7	20.2	14.7
金融業、保険業	総数(事業所・人)	117	1,363	48	470
	構成比(%)	2.3	2.5	1.4	1.1
不動産業、物品賃貸業	総数(事業所・人)	235	950	238	895
	構成比(%)	4.5	1.8	6.8	2.2
学術研究、専門・技術サービス業	総数(事業所・人)	210	1,451	100	1,204
	構成比(%)	4.1	2.7	2.9	2.9
宿泊業、飲食サービス業	総数(事業所・人)	742	5,722	645	3,801
	構成比(%)	14.3	10.6	18.5	9.2
生活関連サービス業、娯楽業	総数(事業所・人)	532	2,380	358	2,273
	構成比(%)	10.3	4.4	10.3	5.5
教育、学習支援業	総数(事業所・人)	200	2,899	158	2,076
	構成比(%)	3.9	5.4	4.5	5.0
医療、福祉	総数(事業所・人)	363	7,169	224	3,877
	構成比(%)	7.0	13.3	6.4	9.4
複合サービス事業	総数(事業所・人)	28	557	25	403
	構成比(%)	0.5	1.0	0.7	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	総数(事業所・人)	342	3,544	221	3,007
	構成比(%)	6.6	6.6	6.4	7.3
公務(他に分類されるものを除く)	総数(事業所・人)	45	3,140	27	915
	構成比(%)	0.9	5.8	0.8	2.2
全産業	総数(事業所・人)	5,183	53,885	3,480	41,256
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

注：平成 26 年 7 月 1 日現在。

出典：「平成 26 年度経済センサス基礎調査」(総務省統計局)

### 3.2.3 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

本市及び周辺地域の地目別面積は表 3.2-4 に、土地利用現況図は図 3.2-1 に示すとおりである。

本市では、その他の割合が 26.6%と最も多くなっており、次いで山林が 24.4%、宅地が 18.0%、田が 17.3%となっている。

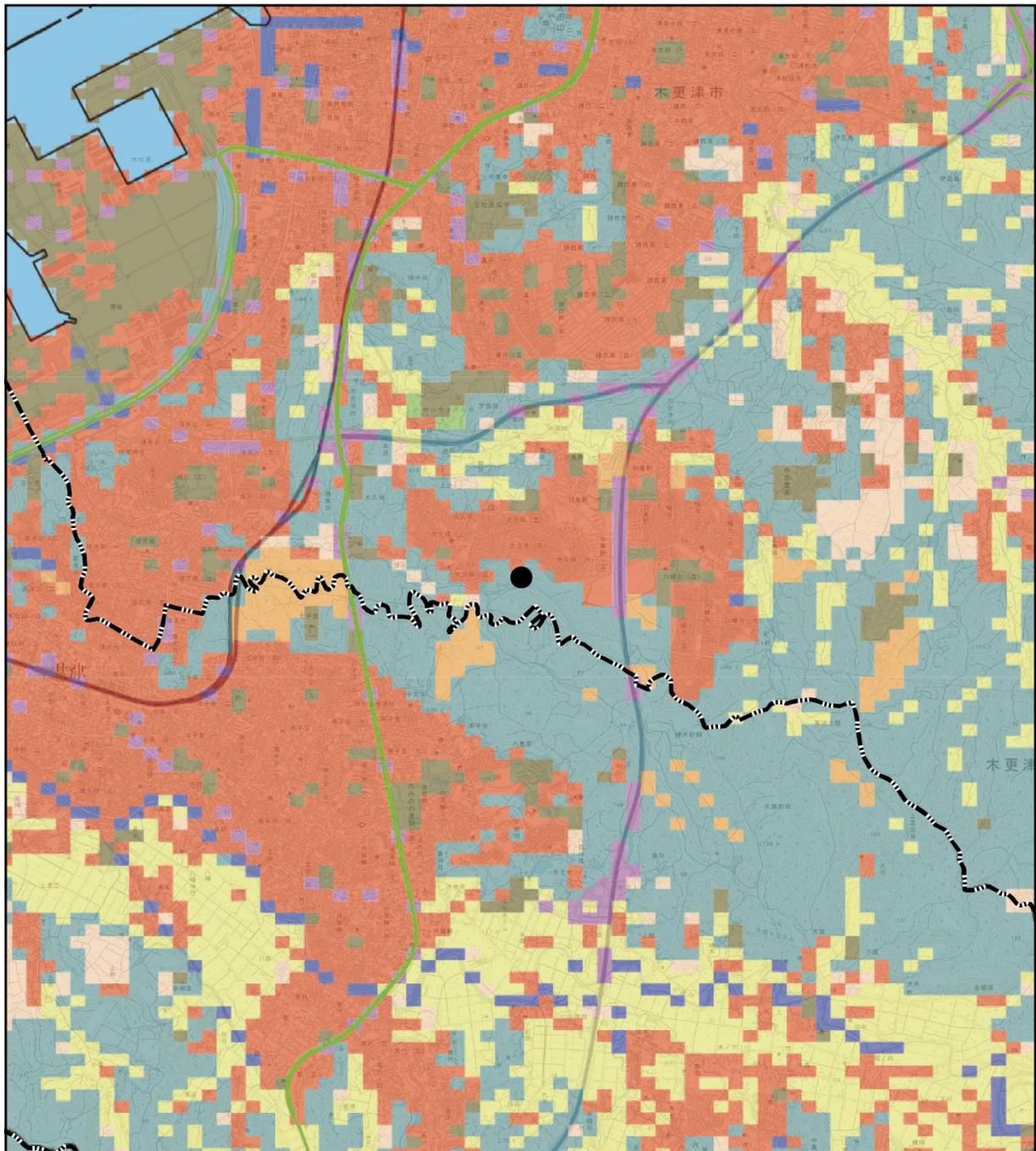
計画地の土地利用現況は、主に森林となっている。また、計画地周辺の土地利用現況は、南側は森林が多く、北側は建物用地となっている。

表 3.2-4 地目別面積

市・項目		地目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
木更津市	面積(km <sup>2</sup> )		24,042	7,914	24,929	40	33,874	-	1,916	9,074	36,945	138,732
	構成比(%)		17.3	5.7	18.0	0.0	24.4	0.0	1.4	6.5	26.6	100.0
君津市	面積(km <sup>2</sup> )		29,555	10,499	24,840	424	125,353	115	12,323	11,777	103,923	318,810
	構成比(%)		9.3	3.3	7.8	0.1	39.3	0.0	3.9	3.7	32.6	100.0

注：平成 27 年 1 月 1 日現在。

出典：「千葉県統計年鑑(平成 27 年)」(千葉県総合企画部統計課)

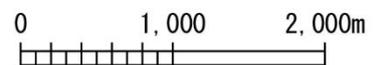


凡 例

- |     |         |   |         |
|-----|---------|---|---------|
| ●   | 計画地     | ■ | 河川地及び湖沼 |
| --- | 市境      | ■ | 海浜      |
| ■   | 田       | ■ | 海水域     |
| ■   | その他の農用地 | ■ | ゴルフ場    |
| ■   | 森林      |   |         |
| ■   | 荒地      |   |         |
| ■   | 建物用地    |   |         |
| ■   | 道路・鉄道   |   |         |
| ■   | その他の用地  |   |         |



1:50,000



出典：「国土数値情報ダウンロードサービス」（国土交通省国土政策局 HP）

図 3.2-1 土地利用現況図

(2) 都市計画の状況

本市及び周辺地域の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3.2-5 に示すとおりである。また、計画地及びその周辺の都市計画図は、図 3.2-2 に示すとおりである。

計画地及びその周辺は市街化調整区域となっている。

表 3.2-5(1) 都市計画（用途地域）の指定状況

単位 (ha)

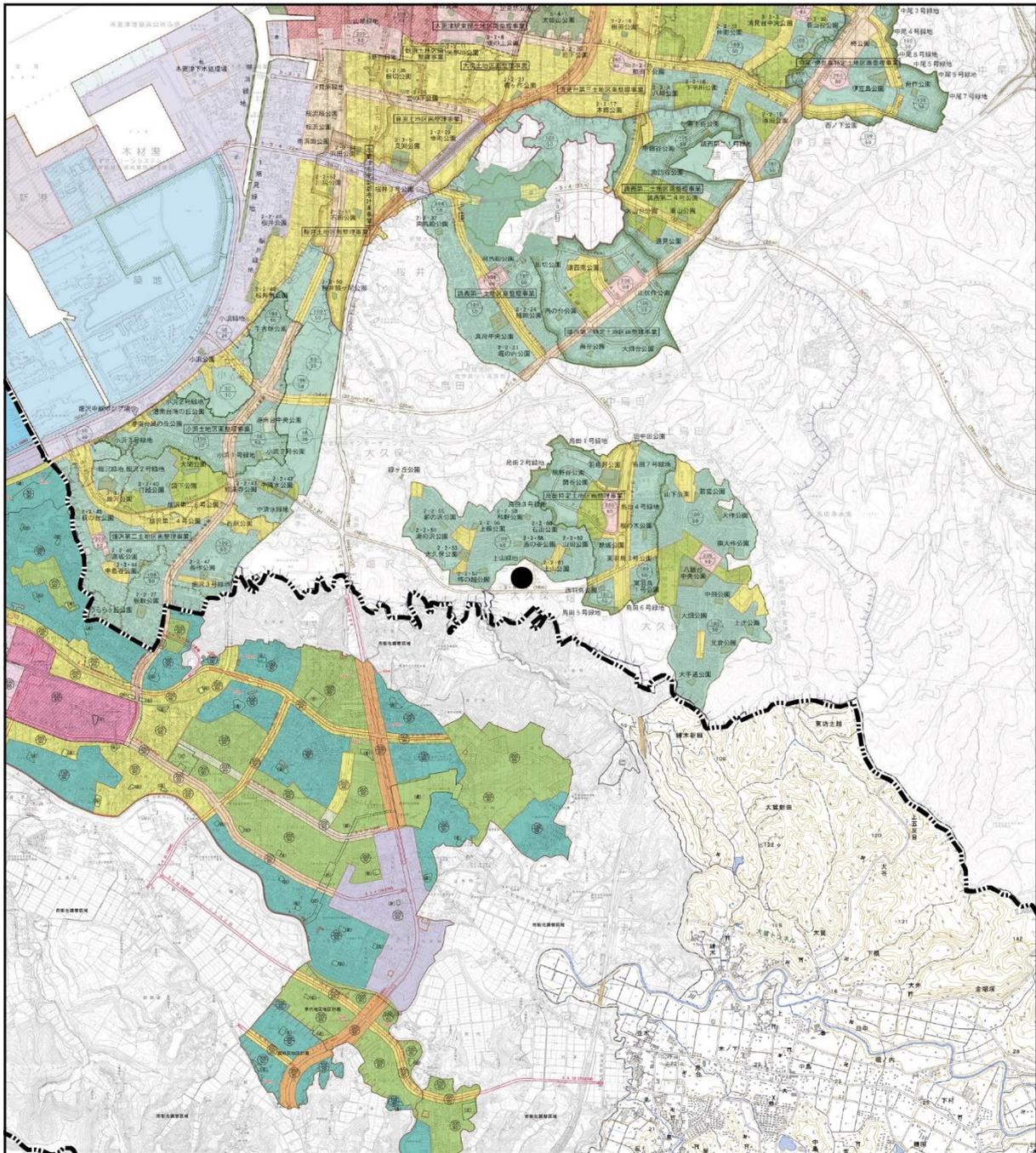
都市計画区域名 市町村名	木更津			君津
	木更津市	君津市	小計	君津市
第1種低層住居専用地域	1,035	-	1,035	458
第2種低層住居専用地域	-	-	-	-
第1種中高層住居専用地域	204	-	204	378
第2種中高層住居専用地域	-	-	-	14
第1種住居地域	871	-	871	268
第2種住居地域	150	-	150	43
準住居地域	70	-	70	33
近隣商業地域	208	-	208	14
商業地域	71	-	71	48
準工業地域	576	62	638	112
工業地域	10	-	10	52
工業専用地域	267	-	267	713
合計	3,462	62	3,524	2,133

出典：「用途地域（線引きを行っている市町村）（平成 27 年 3 月 31 日現在）」  
（千葉県県土整備部都市計画課 HP）

表 3.2-5(2) 都市計画（用途地域）の指定状況

都市計画区域名	市町村名	都市計画 区域面積 (ha)	第6回見直し	
			市街化区域 面積 (ha)	変更年月日
木更津	木更津市	13,894	3,401	2016/3/4
	君津市	62	62	2016/3/4
	小計	13,956	3,463	
君津	君津市	5,317	2,133	2016/3/4

出典：「市街化区域（平成 28 年 3 月 4 日現在）」（千葉県県土整備部都市計画課 HP）

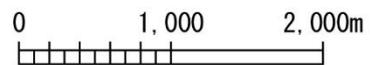


凡例

- |     |              |  |              |
|-----|--------------|--|--------------|
| ●   | 計画地          |  |              |
| --- | 市境           |  |              |
|     | 木更津市         |  | 君津市          |
|     | 第一種低層住居専用地域  |  | 第一種低層住居専用地域  |
|     | 第一種中高層住居専用地域 |  | 第一種中高層住居専用地域 |
|     | 第一種住居地域      |  | 第二種中高層住居専用地域 |
|     | 第二種住居地域      |  | 第一種住居地域      |
|     | 準住居地域        |  | 第二種住居地域      |
|     | 近隣商業地域       |  | 準住居地域        |
|     | 商業地域         |  | 近隣商業地域       |
|     | 商業地域         |  | 商業地域         |
|     | 準工業地域        |  | 準工業地域        |
|     | 工業地域         |  | 工業地域         |
|     | 工業専用地域       |  | 工業専用地域       |



1:50,000



出典：「木更津都市計画図」（平成29年3月、木更津市都市警備部都市政策課HP）  
「都市計画図」（平成23年9月、君津市建設計画課HP）

図 3.2-2 都市計画図

### 3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 上水道の普及状況

木更津市及び周辺市の水道の普及状況は、表 3.2-6 に示すとおりである。

木更津市の水道普及率は 100.0% となっており、水源は君津広域水道企業団からの受水及び小櫃川である。

表 3.2-6 水道の普及状況（平成 27 年度）

市	項目 行政区域内総人口（人）①	現在給水人口（人）			普及率 ②／①×100%
		総数②	上水道	専用水道	
木更津市	134,281	134,304	133,912	392	100
君津市	85,473	87,722	84,305	3,417	100

注：平成 28 年 3 月 31 日現在。

出典：「平成 27 年度千葉県の水道」（平成 29 年 3 月、千葉県総合企画部水政課）

#### (2) 河川及び海域の利用状況

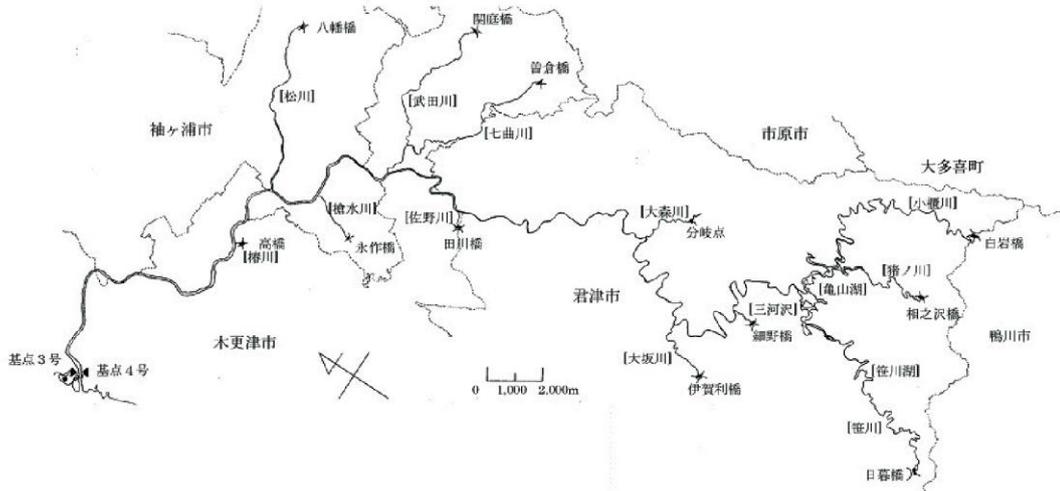
計画地周辺の河川における漁業権の設定状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-3 に示すとおりである。なお、計画地に近接する畑沢川には漁業権の設定はない。

表 3.2-7 漁業権の状況

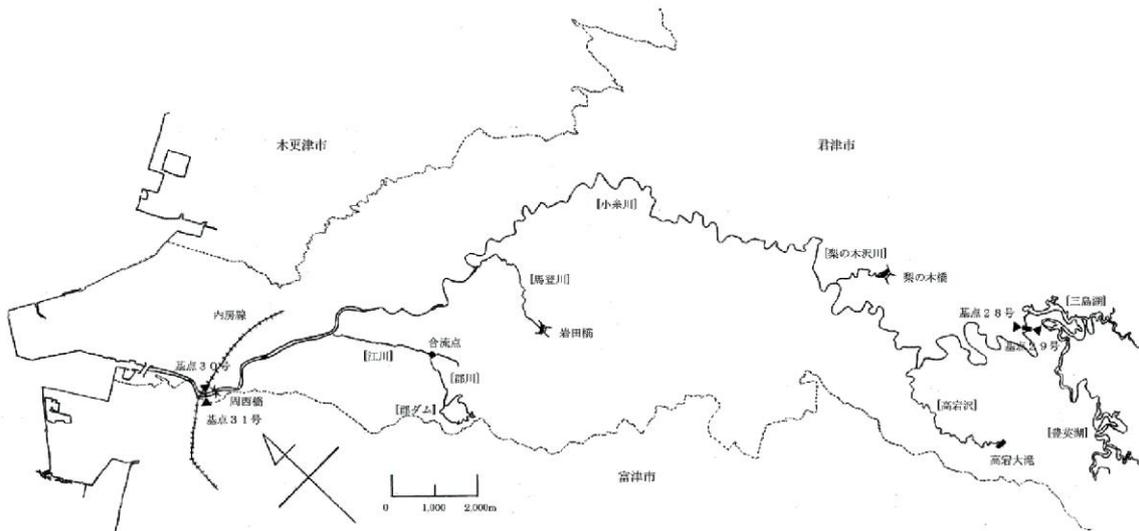
漁業権	免許番号及び種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)	関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限 又は 条件	
内水面								
共同漁業権	内共第 2 号 (小櫃川)	第 5 種	小櫃川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 3 1 まで	木更津市、袖ケ浦市、君津市及び鴨川市地先（小櫃川及びその支派川）	木更津市、袖ケ浦市、君津市及び鴨川市	あゆ (6/1～9/30、12/1～31) こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31) うなぎ (1/1～12/31) にじます (1/1～12/31) わかさぎ (1/1～12/31)	なし
共同漁業権	内共第 13 号 (小糸川)	第 5 種	小糸川	H. 25. 9. 1 から H. 35. 8. 3 1 まで	君津市地先（小糸川及びその支派川）	君津市	こい (1/1～12/31) ふな (1/1～12/31) おいかわ (1/1～12/31) うぐい (1/1～12/31)	なし

出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県農林水産部水産局）

内共第 2 号（小櫃川） 内水面（共同漁業権）



内共第 13 号（小糸川） 内水面（共同漁業権）



出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県農林水産部水産局）

図 3.2-3 漁業権漁場の位置

### (3) 地下水の利用状況

本市及び周辺市の千葉県環境保全条例に該当する井戸について、平成 28 年度の地下水揚水量と稼働井戸本数は、表 3.2-8 に示すとおりである。また、市内の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は、表 3.2-9 に示すとおりである。

市内の平成 28 年度における稼働井戸本数は 164 本であり、地下水の揚水量は 14,247 m<sup>3</sup>/日である。

表 3.2-8 地下水揚水量と稼働井戸本数（平成 28 年度）

単位：m<sup>3</sup>/日

市	項目	用途					稼働井戸本数	
		工業用	ビル用	水道用	農業用	その他		計
木更津市		744	975	8,543	3,985	0	14,247	164
君津市		91	499	11,635	3,846	2,533	18,604	175

出典：「地下水揚水量調査結果」（平成 29 年 12 月、千葉県環境生活部水質保全課）

表 3.2-9 木更津市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

単位：m<sup>3</sup>/日

年度	項目	用途					稼働井戸本数	
		工業用	ビル用	水道用	農業用	その他		計
平成 24 年度		1,063	1,156	11,551	4,726	64	18,560	187
平成 25 年度		944	1,381	10,997	5,217	198	18,737	187
平成 26 年度		931	1,282	10,425	5,063	277	17,978	171
平成 27 年度		861	1,588	8,630	4,938	0	16,017	173
平成 28 年度		744	975	8,543	3,985	0	14,247	164

出典：「地下水揚水量調査結果」（平成 29 年 12 月、千葉県環境生活部水質保全課）

### 3.2.5 交通の状況

#### (1) 道路交通

計画地周辺の主要な道路の状況は、図 3.2-4 に示すとおりである。また、平成 27 年度における交通量調査結果は、表 3.2-10 に示すとおりである。

計画地周辺の主要道路として館山自動車道、一般国道 16 号、一般国道 127 号などがあげられる。

平成 27 年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である館山自動車道（館山自動車道木更津南 JCT～君津鴨川線君津 IC 間）では、12 時間交通量は 12,308 台、大型車混入率は 14.6%となっている。また、最も交通量の多い一般国道 127 号（木更津市大久保 444-7 地先）では、12 時間交通量は 32,050 台、大型車混入率は 14.8%となっている。

表 3.2-10 交通量調査結果（平成 27 年度・平日）

調査地点番号	路線名	観測地点	昼間 12 時間自動車類交通量 交通量上下合計（台）			24 時間自動車類交通量 交通量上下合計（台）			昼間 12 時間 大型車混入率 （%）
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
①	館山自動車道	館山自動車道木更津 JCT～館山自動車道木更津南 JCT	17,446	3,586	21,032	22,405	4,775	27,180	17.1%
②	館山自動車道	館山自動車道木更津南 JCT～君津鴨川線君津 IC	10,506	1,802	12,308	13,296	2,471	15,767	14.6%
③	館山自動車道	君津鴨川線君津 IC～君津市道君津 SIC	7,269	1,237	8,506	9,081	1,661	10,742	14.5%
④	館山自動車道	館山自動車道木更津南 JCT～一般国道 1 2 7 号木更津南 IC	9,182	2,194	11,376	11,837	2,768	14,605	19.3%
⑤	館山自動車道	一般国道 1 2 7 号木更津南 IC～一般国道 1 6 号	5,273	1,260	6,533	6,800	1,593	8,393	19.3%
⑥	一般国道 1 6 号	木更津市太田 2-5-11 地先	23,823	4,485	28,308	33,773	8,689	42,462	15.8%
⑦	一般国道 1 6 号	君津市大和田 667 地先	12,198	3,115	15,313	17,581	5,389	22,970	20.3%
⑧	一般国道 1 2 7 号	木更津市大久保 444-7 地先	27,304	4,746	32,050	37,220	5,727	42,947	14.8%
⑨	県道 92 号君津鴨川線	君津市糸川 1 6 1 9	6,531	828	7,359	8,414	1,153	9,567	11.3%
⑩	県道 158 号君津青堀線	君津市下湯江 2 4 0	3,397	192	3,589	4,259	335	4,594	5.3%
⑪	県道 164 号荻作君津線	君津市尾車 2 2 3	351	31	382	395	33	428	8.1%

注：1. 調査地点番号は、図 3.2-4 参照。

2. ①から⑤は 24 時間観測、⑥から⑪は 12 時間観測。

3. ⑥から⑪の 24 時間交通量の値は推定値。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（国土交通省）

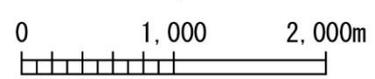


凡例

- 計画地
- 市境
- 館山自動車道等
- 16 No 国道
- 90 No 県道（主要地方道）
- 127 No 県道（一般県道）
- ①～⑪ 交通量調査地点



1:50,000



出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（国土交通省）

図 3.2-4 主要な道路の状況

## (2) 鉄道

計画地周辺の鉄道の状況は、図 3.2-5 に示すとおりである。また、駅別の平均乗車人員は、表 3.2-11 に示すとおりである。

計画地の最寄駅として、内房線の君津駅があげられる。平成 27 年度の君津駅の平均乗車人員は、8,386 人/日となっている。

表 3.2-11 駅別平均乗車人員

単位：人/日

駅名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
君津駅	8,535	8,508	8,707	8,396	8,386

出典：「平成 27 年版君津市統計書」（君津市総務部総務課）



図 3.2-5 鉄道の状況

### 3.2.6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3.2-12(1)、(2)及び図 3.2-6(1)、(2)に示すとおりである。計画地に最寄りの施設としては、教育施設は西側約 500mに位置する波岡中学校、医療・福祉施設は北西約 500mに位置する医療法人社団健洋会森田医院がある。

住宅の配置の状況については、計画地周辺のまとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北側の大久保 4 丁目地区、東側の大久保 6 丁目地区、西側の久保 3 丁目地区などとなっている。

表 3.2-12(1) 計画地周辺で環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	番号	施設名	住所
幼稚園	1	つくしの森幼稚園	木更津市下烏田 45-10
	2	八幡台幼稚園	木更津市八幡台 4-2-2
	3	清和大学付属八重原幼稚園	君津市南子安 1377
小学校	4	波岡小学校	木更津市畑沢 1270
	5	八幡台小学校	木更津市八幡台 4-5-1
	6	真舟小学校	木更津市真舟 2-6-1
	7	八重原小学校	君津市南子安 9-17-1
	8	南子安小学校	君津市南子安 5-10-1
	9	北子安小学校	君津市北子安 853
	中学校	10	畑沢中学校
11		波岡中学校	木更津市大久保 3-9-1
12		私立志学館中等部	木更津市真舟 3-29-1
13		八重原中学校	君津市三直 1305
14		私立翔凜中学校	君津市三直 1348 - 1
高等学校	15	私立志学館高等部	木更津市真舟 3-29-1
	16	私立翔凜高等学校	君津市三直 1348 - 1
特別支援学校（小中高）	17	千葉県立君津特別支援学校	君津市北子安 6-14-1
専修学校	18	君津中央病院附属看護学校	木更津市桜井 1010
図書館	19	君津市市民体育館分室	君津市内箕輪 1-1-1

注：番号は、図 3.2-6(1)参照。

出典：「幼稚園（私立 12 園）」（木更津市教育委員会 HP）

「君津市内の私立幼稚園」（平成 29 年 1 月、君津市学校教育課 HP）

「施設案内」（木更津市教育委員会 HP）

「君津市立小・中学校一覧」（平成 29 年 1 月、君津市教育総務課 HP）

「私立学校名簿」（平成 28 年 2 月、千葉県総務部学事課 HP）

「県立学校名簿」（平成 28 年 4 月、千葉県総務部学事課 HP）

「県内の看護師等学校・養成所の一覧」（千葉県健康福祉部医療整備課 HP）

「図書館施設のご案内」（君津市中央図書館 HP）

表 3.2-12(2) 計画地周辺で環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	番号	施設名	住所
保育園	1	さとの保育園	木更津市下鳥田 893
	2	内箕輪保育園	君津市内箕輪 61-1
	3	南子安保育園	君津市南子安 3-27-1
病院・診療所	4	医療法人社団 河木クリニック	木更津市羽鳥野 7-18-1
	5	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市桜井 1010
	6	医療法人社団明竹会 竹内基クリニック	木更津市請西南 4-2-9
	7	まつば整形外科クリニック	木更津市請西南 5-25-11
	8	かみくぼ耳鼻咽喉科	木更津市請西南 5-25-11
	9	医療法人社団健洋会森田医院	木更津市大久保 1-8-7
	10	医療法人社団ゆうめい会 八幡台クリニック	木更津市八幡台 3-1-25
	11	君津サンクリニック	君津市内箕輪 1-2-9
	12	南子安眼科	君津市南子安 2-8-30
	13	マックス・クリニック	君津市南子安 4-21-2
	14	君津寛衆堂医院内科・耳鼻咽喉科	君津市南子安 4-31-1
	15	イワキ眼科診療所	君津市南子安 4-31-3
	16	南子安コンタクト診療所	君津市南子安 4-32-8
	17	小ぐれ医院	君津市南子安 8-19-1
	18	医療法人社団健恵生会 酒井医院	君津市南子安 9-18-8
	19	医療法人社団伍光会 君津在宅診療所	君津市南子安 5-10-31
	20	特別養護老人ホームウイステリア八重原医務室	君津市八重原 172-275
特別養護老人ホーム	21	波岡の家	木更津市大久保 761-2
	22	ウイステリア八重原	君津市八重原 172-275

注：番号は、図 3.2-6(2) 参照。

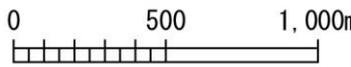
出典：「保育園・認定こども園」（平成 29 年 4 月、木更津市福祉部子育て支援課 HP）

「認可保育園一覧」（平成 29 年 1 月、君津市子育て支援課 HP）

「ちば医療なび」（千葉県健康福祉部医療整備課 HP）

「特別養護老人ホーム一覧表（平成 29 年 7 月 1 日現在）」（千葉県健康福祉部高齢者福祉課）



<b>凡 例</b>		
●	計画地	
- - - - -	市境	1:25,000 
幼	幼稚園	
小	小学校	
中	中学校	
高	高等学校	
特	特別支援学校	
専	専修学校	
図	図書館	

出典：「幼稚園（私立12園）」（木更津市教育委員会 HP）  
 「君津市内の私立幼稚園」（平成29年1月、君津市学校教育課 HP）  
 「施設案内」（木更津市教育委員会 HP）  
 「君津市立小・中学校一覧」（平成29年1月、君津市教育総務課 HP）  
 「私立学校名簿」（平成28年2月、千葉県総務部学事課 HP）  
 「私立学校名簿」（平成28年4月、千葉県総務部学事課 HP）  
 「県内の看護師等学校・養成所の一覧」（千葉県健康福祉部医療整備課 HP）  
 「図書館施設のご案内」（君津市中央図書館 HP）

図 3.2-6(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）



凡例

- 計画地
- 市境
- 保 保育園
- 病 病院・診療所
- 養 特別養護老人ホーム



1:25,000



出典：「保育園・認定こども園」（平成29年4月、木更津市福祉部子育て支援課HP）  
 「認可保育園一覧」（平成29年1月、君津市子育て支援課HP）  
 「ちは医療なび」（千葉県健康福祉部医療整備課HP）  
 「特別養護老人ホーム一覧表（平成29年7月1日現在）」（千葉県健康福祉部高齢者福祉課）

図 3.2-6(2) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設）

### 3.2.7 下水道整備の状況

本市及び周辺市の平成 27 年度の公共下水道の普及状況は、表 3.2-13 に示すとおりである。また、本市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3.2-14 に示すとおりである。本市の平成 27 年度の公共下水道普及率は、人口比で約 51.7%である。なお、計画地は、市街化調整区域となっており、木更津市污水適正処理構想（平成 27 年度）では、平成 36 年度までに市街化区域内の事業計画に定めた予定処理区域と真舟地区を、市街化区域内の左記以外の区域は長期構想として、平成 37 年度以降を予定している。

表 3.2-13 公共下水道普及状況（平成 27 年度）

項目 市・組合	行政区域		全体計画 面積 (ha)	汚水整備 面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積 比%)	普及率 (人口 比%)
	面積(ha)	人口(千人)					
木更津市	13,895	134.0	5,493	1,939	69.3	35.3	51.7
君津富津広域下 水道組合	52,434	133.3	4,406	1,518	56.2	34.5	42.2

注：人口は平成 28 年 3 月 31 日現在。

出典：「千葉県統計年鑑(平成 28 年)」(千葉県総合企画部統計課)

表 3.2-14 木更津市の公共下水道普及状況の推移

年度	全体計画 面積(Ha)	事業計画 面積(Ha)	行政区域		処理区域		水洗化状況 人口(人)	普及 率(%)	水洗化率 (%)
			面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)			
平成 24 年	5,154	2,434	13,873	131,760	1720.51	63,926	54,797	48.52	85.72
平成 25 年	5,154	2,434	13,873	132,246	1844.30	65,583	56,664	49.59	86.40
平成 26 年	5,154	2,434	13,895	133,049	1860.88	66,697	57,703	50.13	86.52
平成 27 年	5,154	2,434	13,895	134,029	1890.36	69,292	59,941	51.70	86.50
平成 28 年	5,154	2,434	13,895	134,585	1903.41	70,498	61,259	52.38	86.89

注：各年度末での値。

出典：「普及率・水洗化率調書」(木更津市都市整備部下水道推進課資料)

### 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

#### (1) 公害防止関係法令等

##### ① 大気

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3.2-15(1)～(4)に示すとおり定められている。

また、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版一」（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）によると公害防止目標値を自主的に設定しており、表 3.2-16 に示すものがある。

表 3.2-15(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3.2-15(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3.2-15(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3.2-15(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3.2-16 公害防止目標値

項目	公害防止目標値	
排ガス濃度	ばいじん	$0.01\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下（排気筒出口）
	硫黄酸化物	30ppm以下（排気筒出口）
	窒素酸化物	250ppm以下（排気筒出口）
	塩化水素	50ppm以下（排気筒出口） 副葬品制御
	一酸化炭素	30ppm以下（排気筒出口）
	ダイオキシン類	$1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下（排気筒出口）

注：排ガスの濃度は酸素濃度12%換算値とする。

## ② 水質

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準の2種類及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

### a. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表3.2-17(1)に、ダイオキシン類の環境基準を表3.2-17(2)に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について定められている。

表 3.2-17(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3.2-17(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L 以下
地下水	1 pg-TEQ/L 以下
底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 水質の基準値は、年間平均値とする。

b. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2-18(1)、(2)に示すとおりである。

表 3.2-18(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.2-18(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

c. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-19 に示すとおりである。なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は前掲の表 3.2-17(2)に示したとおりである。

表 3.2-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

### ③ 土壌

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3.2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 3.2-20(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

表 3.2-20(2) ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

備考

- 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 2 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

#### ④ 騒音

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2-21(1)～(3)に示すとおり定められている。計画地は、環境基準の類型は指定されていない。

また、「火葬場の建設・維持管理マニュアルー改訂版ー」（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）によると火葬場の騒音に係る公害防止目標値、表 3.2-22 に示すとおり定められている。

計画地は、騒音規制法の対象外である。

計画地は、木更津市環境保全条例に基づく特定施設の規制基準における区域区分「その他の地域」の基準が適用され、その規制基準は、表 3.2-23 に示すとおり定められている。

表 3.2-21(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型（木更津市）

AA：特に静穏を要する地域。木更津市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域並びに市街化調整区域のうち大字高柳字宮ノ前、壱貫目、水深、下花立、反町、新林、沖田、大島、望陀川原及び柳荻台の全部の地域並びに字初崎、上花立、谷原、八軒家及び柳原の一部の地域、大字本郷1丁目の一部の地域、大字高柳1丁目の一部の地域、大字牛袋字高塚、午房山、図那山、新林及び谷原の全部の地域並びに字吾妻山の一部の地域、大字長須賀字沖ノ谷、三反田、上越戸及び谷田の全部の地域並びに字鍛冶ノ下、北谷原、爺田、池ノ下及び東谷の一部の地域、大字菅生字岩崎、溝下、大寄、長町、豊岡、市坪、咲美、祝崎、峯、宮前、神崎、高千穂、原前、恵崎、上台、小栗、仲田、1丁目及び芝ノ下の全部の地域並びに字上谷の一部の地域、大字椿字宿、高橋、原田、下谷、中谷、権現下、上谷、石田及び関下の全部の地域並びに字上谷田の一部の地域、大字笹子字外原田、高橋、宮ノ下及び林崎の全部の地域、大字桜井字九反目の全部の地域並びに字沢井、峰、吉添、日月及び根本の一部の地域、大字下鳥田字道添及び町田の全部の地域並びに字根崎の一部の地域、大字大久保字永江谷及び塩処の全部の地域並びに字中越、石澄、里見、鶴見、円ノ内及び勝象谷の一部の地域、大字畑沢字岡清水、滝沢、八幡越及び大日向の全部の地域並びに字中清水の一部の地域、大字請西字鹿嶋塚及び平川の一部の地域、大字矢那字下田、田花咲、金谷台、馬原、上金谷、明石口、矢畑、天神前、内山、中郷、上中郷、下中郷、野際、大原、駒原台、伊豆山、花山、田面、駒原、下村、橋本、大下、寺ノ台、露崎、上猪台、猪台、八反目、下沢田、台圃、八光殿、長作、高鳥、小長作、向井、メ引、坂下、上根田及び下名主ケ谷の全部の地域並びに字金二矢、熊ノ下、中溝、中金谷、蔵ノ下、半福、上沢田及び兎谷の一部の地域、大字草敷字下藁ケ入、出合、下草敷谷及び上草敷谷の全部の地域、大字下郡字八幡台、間向台、梵杭谷、湯名前、上湯名下及び湯名谷の全部の地域並びに字湯名及び高塚の一部の地域、大字大稲（旧大久保）字代畑、宮ノ脇及び分目の全部の地域並びに字久保及び田丸の一部の地域、大字大稲（旧稲荷塚）字竹ノ下、野伯及び田丸の一部の地域、大字大稲字堀上の一部の地域、大字真里谷字田丸の全部の地域並びに字山王下、南山王宿、赤坂、西赤坂及び柳戸の一部の地域、大字真里字谷下、北橋本、石畑、柿ノ木及び篠崎の一部の地域、大字下内橋字諏訪原の一部の地域、大字茅野字西延谷、小作田、正木田、井戸尻、祈禱町及び久祢内の全部の地域並びに字東延谷、柳戸、京田、竹ノ下、大町、仲山田、石川原、由那向及び舞台の一部の地域、大字上望陀字与町282番の1地先から大字下望陀字芝野480番の1地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域並びに大字椿字下谷田685番の5地先から大字大久保字四反目368番の1地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域（第一特別地域及び工業専用地域を除く。）

C：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、工業地域

注：第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

表 3.2-21 (2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表3.2-21(3)の基準による。地域の区分 表3.2-21(1)の地域の類型と同様。

表 3.2-21 (3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準 (特例)

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

表 3.2-22 騒音に係る公害防止目標値

項目	地点	公害防止目標値
騒音	作業室内	70dB(A)以下 (1 炉稼働時)
	炉前ホール	60dB(A)以下 (全炉稼働時)
	敷地境界	50dB(A)以下 (全炉稼働時)

表 3.2-23 木更津市環境保全条例に基づく特定施設に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
第一種低層住居専用地域第二種低層住居専用地域第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域第二種住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域及び工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

⑤ 振動

計画地は、振動規制法の対象外である。

木更津市環境保全条例に基づく規制基準規制基準は、表 3. 2-24 に示すとおり定められている。

表 3. 2-24 木更津市環境基本条例に基づく特定施設に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域（ただし工業専用地域を除く。）	60 デシベル	55 デシベル

⑥ 悪臭

本市は、悪臭防止法による規制地域は用途地域に限られており、計画地はその対象外である。木更津市環境保全条例に基づく特定施設に係る規制基準では、悪臭に関しては規制基準が設けられていない。

また、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版」（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）によると火葬場の悪臭に係る公害防止目標値は、表 3.2-25 に示すとおり定められている。

表 3.2-25 悪臭に係る公害防止目標値

項目	公害防止目標値	
悪臭物質濃度（排気筒出口）	アンモニア	1ppm 以下
	メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
	硫化水素	0.02ppm 以下
	硫化メチル	0.01ppm 以下
	二硫化メチル	0.009ppm 以下
	トリメチルアミン	0.005ppm 以下
	アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm 以下
	イソバレールアルデヒド	0.003ppm 以下
	イソブタノール	0.9ppm 以下
	酢酸エチル	3ppm 以下
	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
	トルエン	10ppm 以下
	スチレン	0.4ppm 以下
	キシレン	1ppm 以下
	プロピオン酸	0.03ppm 以下
	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	
イソ吉草酸	0.001ppm 以下	
臭気濃度	排気筒出口	500 以下
	敷地境界	10 以下

## (2) 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

### ① 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

計画地及びその周辺には、これらの自然公園は存在しない。

### ② 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、千葉県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域・郷土環境保全地域・緑地環境保全地域を指定している。

計画地及びその周辺に該当する指定地域はない。

### ③ 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

計画地周辺では、木更津市においては北側約 1km に下烏田第 1 生産緑地地区（約 1.11ha）および下烏田第 2 生産緑地地区（約 0.18ha）が、君津市においては南側約 1.5km に内箕輪字九十九坊台生産緑地地区（約 0.09ha）があるが、計画地には生産緑地地区に該当する地区は存在しない。

### ④ 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が定められている。

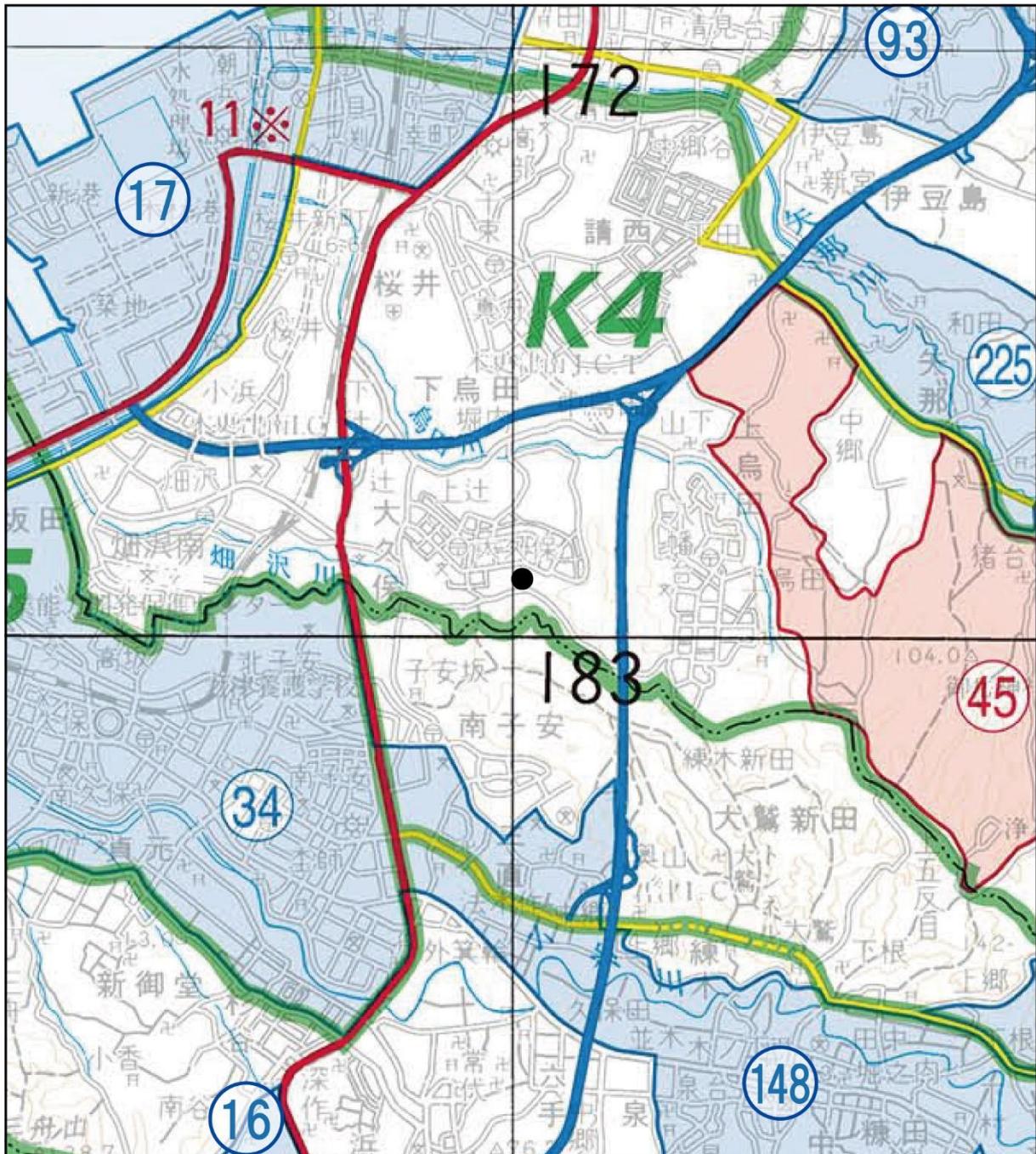
計画地及びその周辺における指定の状況は、表 3.2-26 及び図 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-26 鳥獣保護区等の指定状況

番号	区分	名称	面積 (ha)	期間
45	県指定鳥獣保護区	木更津鳥獣保護区	825	平成 20 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日
16	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	郡特定猟具使用禁止区域 (銃器)	197	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日
17		東京湾岸特定猟具使用禁止区域 (銃器)	17,203	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日
34		君津特定猟具使用禁止区域 (銃器)	1,882	平成 22 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 31 日
93		木更津市清川特定猟具使用禁止区域 (銃器)	502	平成 27 年 11 月 1 日～平成 37 年 10 月 31 日
148		かずさアカデミアパーク特定猟具使用禁止区域 (銃器)	1,010	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日
225		矢那特定猟具使用禁止区域 (銃器)	405	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日

注：番号は、図 3.2-7 参照。

出典：「平成 28 年度千葉県鳥獣保護区等位置図（平成 28 年 11 月 1 日現在）」（千葉県）



凡例

- 計画地
- 市境
- 県指定鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）



1:50,000

0 1,000 2,000m

出典：「平成28年度千葉県鳥獣保護区等位置図（平成28年11月1日現在）」（千葉県）

図 3.2-7 鳥獣保護区等位置図

### 3.2.9 その他の状況

#### (1) 廃棄物の処理等の状況

##### ① ごみ処理状況

本市及び周辺市の平成 27 年度のごみ処理状況は、表 3.2-27 に示すとおりである。また、木更津市のごみ処理状況の推移は、表 3.2-28 に示すとおりである。

本市のごみの排出量は過去 5 年間で増加傾向にあり、資源化量及びリサイクル率は減少傾向となっている。

表 3.2-27 ごみ処理状況（平成 27 年度）

項目 市	搬入量(t)							処理量(t)		
	総数	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	焼却以外の 中間処理	資源化
木更津市	54,746	43,425	913	6,247	21	221	3,919	45,877	5,986	2,859
君津市	29,755	23,095	762	4,092	157	89	1,560	23,982	2,518	3,256

出典：「清掃事業の現況と実績（平成 27 年度実績）」（平成 29 年 7 月、千葉県環境生活部循環型社会推進課）

表 3.2-28 木更津市のごみ処理状況の推移

（単位：t）

年度	排出量 合計			資源化量	リサイクル率 (%)
		ごみの排出量	資源ごみ集 団回収		
平成 22 年度	55,140	53,556	1,584	14,244	25.8
平成 23 年度	55,297	53,654	1,643	13,919	25.2
平成 24 年度	56,220	54,573	1,647	14,453	25.7
平成 25 年度	55,524	53,941	1,583	13,946	25.1
平成 26 年度	55,963	54,407	1,556	14,158	25.3
平成 27 年度	56,166	54,746	1,420	12,527	22.3

出典：「木更津市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年 3 月、木更津市企画部企画課）

## ② し尿処理状況

本市及び周辺市の平成 27 年度のし尿処理状況は、表 3.2-29 に示すとおりである。また、木更津市のし尿処理状況の推移は、表 3.2-30 に示すとおりである。

本市の収集処理量は、過去 5 年間はほぼ横ばい傾向となっている。

表 3.2-29 し尿処理状況（平成 27 年度）

市	項目	収集量(kL)			処理量(し尿+浄化槽汚泥) (kL)			
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理場	下水道投入	海洋投入	合計
木更津市		5,047	29,272	34,319	34,319	-	-	34,319
君津市		1,919	18,111	20,030	20,030	-	-	20,030

出典：「清掃事業の現況と実績（平成 27 年度実績）」（平成 29 年 7 月、千葉県環境生活部循環型社会推進課）

表 3.2-30 木更津市のし尿処理状況の推移

単位：処理量キロリットル

年 度	計画処理区 域内人口	水洗化人 口	非水洗化 人口	収集処理 量	処理量		1 日当たり 処理量
					生し尿	浄化槽汚 泥	
平成 23 年度	129,393	122,194	7,199	32,923	4,896	28,027	90
平成 24 年度	131,461	123,935	7,526	34,352	4,633	29,719	94
平成 25 年度	132,163	125,714	6,449	33,812	4,417	29,395	93
平成 26 年度	132,928	126,352	6,576	33,279	4,245	29,034	91
平成 27 年度	133,923	126,495	7,428	34,318	5,047	29,271	94

出典：「木更津市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年 3 月、木更津市企画部企画課）

(2) 公害苦情の状況

本市及び周辺市の平成 27 年度の公害苦情件数の状況は、表 3.2-31 に示すとおりである。また、木更津市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3.2-32 に示すとおりである。

平成 27 年度の苦情件数は、大気汚染が最も多く、次いで騒音、悪臭であった。

表 3.2-31 公害苦情件数の状況（平成 27 年度）

単位：件

項目	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
木更津市	114	62	2	2	26	1	-	19	2
君津市	129	2	5	-	12	1	-	34	75

出典：「木更津市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年 3 月、木更津市企画部企画課）

「平成 28 年度版きみつの環境（君津市環境白書）」（平成 29 年 2 月、君津市市民環境部環境保全課）

表 3.2-32 木更津市の公害苦情件数の推移

単位：件

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
平成 23 年度	110	59	1	-	27	2	-	21	-
平成 24 年度	118	70	2	1	24	1	-	19	1
平成 25 年度	103	47	4	-	31	1	-	18	2
平成 26 年度	93	50	1	-	24	2	-	15	1
平成 27 年度	114	62	2	2	26	1	-	19	2

出典：「木更津市統計書（平成 28 年版）」（平成 29 年 3 月、木更津市企画部企画課）

(3) 文化財

① 指定文化財

計画地周辺に存在する指定文化財は表 3.2-33 に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3.2-8 に示すとおりである。

計画地の近傍に指定文化財及び登録文化財は存在していない。

表 3.2-33 指定文化財の状況

地点番号	指定区分	分野	名称	所在地・指定地・伝承地	所有者・管理者	指定年月日
1	県指定	史跡	九十九坊廃寺址	君津市内箕輪 191	君津市	昭和 10 年 12 月 24 日
2	県指定	史跡	道祖神裏古墳	君津市外箕輪 1038-1	個人	昭和 54 年 3 月 2 日
3	県指定	史跡	鐘ヶ淵	君津市内箕輪 1-1	巖島神社・君津市	昭和 44 年 4 月 18 日
4	木更津市指定	史跡	鑄匠大野五郎右衛門遺跡	木更津市矢那	個人	昭和 40 年 2 月 20 日

注：地点番号は、図 3.2-8 参照。

出典：「木更津市内指定等文化財一覧表（平成 28 年 11 月 1 日現在）」（木更津市教育委員会教育部文化課 HP）

「市内文化財（平成 29 年 3 月 8 日更新）」（君津市生涯学習文化課 HP）



凡例

- 計画地
- 市境
- 県指定文化財



1:25,000

0 500 1,000m

出典：「市内文化財（平成29年3月8日更新）」（君津市生涯学習文化課HP）

図 3.2-8 文化財位置図

## ② 埋蔵文化財

計画地周辺に存在する埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-34 に、またこれらの埋蔵文化財包蔵地の位置は図 3.2-9 に示すとおりである。

計画地の近傍に埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

表 3.2-34(1) 埋蔵文化財の状況

遺跡コード	遺跡名	住所	時代
15253	マミヤク遺跡	木更津市小浜字房谷 44-1、字マミヤク 60、大久保字俵ヶ谷 41-1 他	旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良
15254	俵ヶ谷古墳群	木更津市小浜字坂の上 73、大久保字俵ヶ谷 41-1 他	古墳
15260	二十歩横穴群第 1 号横穴	木更津市小浜字二十歩	古墳
15269	象ヶ谷横穴群第 1 号横穴	木更津市大久保字象ヶ谷	古墳
15293	象ヶ谷窯跡	木更津市大久保字象ヶ谷	奈良・平安
15294	向谷塚	木更津市畑沢字向谷	中近世
15343	峯 B 遺跡	木更津市桜井字峯	奈良・平安
15344	峯古墳群第 1 号墳	木更津市桜井字峯	古墳
15357	鶴ヶ岡古墳群第 1 号墳	木更津市桜井字鶴ヶ岡	古墳
15359	大畑台遺跡	木更津市請西字大畑台 1959-2、字遠見 1948、サヤケ 2000-1、字北谷 1978-3	旧石器、縄文(早・前・中)、弥生(後)、古墳(前・中・後)、奈良・平安
15360	西谷古墳群	木更津市桜井字西谷 1283 他	旧石器、縄文(早・前)、古墳(前・後)、平安
15361	九反目古墳群第 1 号墳	木更津市桜井字九反目	古墳
15372	小谷遺跡	木更津市請西字南ノ谷 2009 他	旧石器、縄文(早・中)、古墳(仲・後)、奈良・平安
15373	権田谷遺跡	木更津市下烏田字権田谷	縄文、弥生、奈良・平安
15374	堂谷奥塚群	木更津市中烏田字堂谷奥	中近世
15375	大久保遺跡	木更津市大久保字大久保	奈良・平安
15376	堀ノ内台遺跡	木更津市下烏田字堀ノ内台 400-1 他	旧石器、縄文(早・前)、奈良・平安、中世
15377	大久保古墳	木更津市大久保字大久保	古墳
15378	中越古墳群第 1 号墳	木更津市大久保字中越	古墳
15383	下烏田塚群第 1 号塚	木更津市下烏田字山神	中近世
15386	中越遺跡	木更津市大久保字中越 334 他	旧石器、縄文(早・前・中・後)、弥生(後)、古墳(中)、奈良・平安
15387	山神遺跡	木更津市下烏田字山神 260 他	旧石器、縄文、弥生、古墳(前)、奈良・平安
15388	葎ヶ作遺跡	木更津市大久保字葎ヶ作	縄文、奈良・平安
15389	葎ヶ作貝塚	木更津市大久保字葎ヶ作	縄文(後)
15390	打越遺跡	木更津市大久保字打越	縄文、奈良・平安
15391	上根遺跡	木更津市大久保字上根	弥生
15392	上根塚	木更津市大久保字上根	中近世
15393	大日向遺跡	木更津市畑沢字大日向	奈良・平安
15394	滝沢遺跡	木更津市畑沢字滝沢	奈良・平安
15395	葎ヶ作塚	木更津市大久保字葎ヶ作	中近世
15518	金二谷台窯跡群	木更津市矢那字金二谷台	奈良・平安
15520	金二谷台古墳群第 1 号墳	木更津市矢那字金二谷台	古墳
15524	金二谷台遺跡	木更津市矢那字金二谷台	縄文
15525	峰ノ台第 1 号塚	木更津市矢那字峰ノ台	中近世
15526	峰ノ台貝塚	木更津市矢那字峰ノ台 4167 他	縄文(中・後)

注：遺跡コードは、千葉県教育委員会が付与したコード番号。

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会 HP）

表 3. 2-34 (2) 埋蔵文化財の状況

遺跡 コード	遺跡名	住所	時代
15527	峰ノ台第2号塚	木更津市矢那字峰ノ台	中近世
15528	峰ノ台遺跡	木更津市矢那字峰ノ台	縄文(中・後)
15540	練木前古墳	木更津市中烏田字練木前	古墳
15541	池ノ谷塚	木更津市上烏田字池ノ谷 50-4	縄文、古墳、近世
15542	宮下塚	木更津市中烏田字宮下	中近世
15543	大門口遺跡	木更津市矢那字大門口	縄文、弥生
15544	大門口古墳群第1号墳	木更津市矢那字大門口	古墳
15596	山田塚群第1号塚	木更津市上烏田字山田	中近世
15612	上辻古墳	木更津市上烏田字上辻	古墳
15613	一ノ関古墳群第1号墳	木更津市上烏田字一ノ関	古墳
16034	金二谷台古墳	木更津市矢那字金二谷台	古墳
16048	下辻貝塚	木更津市大久保 283	縄文
16073	関田塚古墳群	木更津市小浜字天目台 403-4 他	古墳(後)
16077	銭賦遺跡	木更津市請西字銭賦 2054-1 他	縄文(早・前・中)、古墳(後)、奈良・平安
16082	金二矢台遺跡	木更津市中烏田字東谷 144-1	旧石器、縄文(前)、奈良・平安
16099	大久保石澄横穴群	木更津市大久保字石澄 495-1	古墳
16118	谷山古墳群	君津市北子安字東山、谷山	古代(古墳)
16119	下打越古墳	君津市北子安字下打越	古墳
16122	穴谷古墳群第1号墳	君津市北子安字穴谷	古墳
16127	中打越遺跡	君津市北子安字中打越	縄文
16185	子安陣屋跡	君津市南子安	近世
16186	埜田遺跡	君津市南子安字埜田、台畑	弥生、古墳
16187	花輪堂古墳	君津市南子安字台畑	古墳
16190	子安坂遺跡	君津市南子安字子安坂	古墳
16191	子安坂古墳	君津市南子安字子安坂	古墳
16192	上ノ原古墳	君津市南子安字上ノ原	古墳
16193	水溜遺跡	君津市南子安字水溜	古墳
16194	水溜塚	君津市南子安字水溜	中近世
16196	九十九坊廃寺跡	君津市内蓑輪字九十九坊台	奈良
16197	畑沢遺跡	君津市内蓑輪字畑沢	縄文(早・中)、弥生(後)、古墳
16198	星谷上古墳	君津市内蓑輪字星谷上	旧石器、縄文、弥生、古墳、奈良、中近世
16199	三直A行人塚	君津市三直字中代	近世
16200	上村台遺跡	君津市内蓑輪字上村台	縄文、弥生、古墳
16201	外箕輪上ノ台古墳	君津市外箕輪字上ノ台	古墳
16202	道祖神裏古墳	君津市外箕輪字上ノ台	古墳
16204	三直城跡	君津市三直字宇曾貝	中世
16206	天王台遺跡	君津市三直字天王台	弥生、古墳
16207	沖入塚	君津市三直字沖入	中近世
16208	三直貝塚	君津市三直字新関	縄文(後)
16209	沖入遺跡	君津市三直字沖入	縄文
16219	丸塚古墳	君津市大鷲字並松	古墳
17036	東山古墳群	君津市北子安字東山	古墳
17037	東山古墳群第1号墳	君津市北子安字東山	古墳
17039	北子安古墳	君津市北子安字東山	古墳
17040	東山塚	君津市北子安字東山	中近世
17043	南子安子安坂古墳	君津市後道	古墳
17044	下迫古墳	君津市南子安字下迫	古墳
17045	馬門古墳	君津市南子安字馬門	古墳

注：遺跡コードは、千葉県教育委員会が付与したコード番号。

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会 HP）

表 3. 2-34 (3) 埋蔵文化財の状況

遺跡コード	遺跡名	住所	時代
17046	南子安遺跡	君津市南子安	古墳
17047	南子安古墳	君津市北子安字名郷谷	古墳
17048	下道古墳	君津市南子安字下迫	古墳(後)
17049	中ノ原古墳	君津市南子安字中ノ原	古墳
17050	中ノ原2号墳	君津市南子安字中ノ原	古墳
17051	南子安上の台1号墳	君津市南子安字上ノ台	古墳
17052	南子安上の台2号墳	君津市南子安字上ノ台	古墳
17053	馬木戸古墳	君津市内箕輪字馬木戸	古墳
17054	馬木戸星谷上古墳	君津市内箕輪字馬木戸・星谷上	古墳
17056	野馬木戸1号墳	君津市内箕輪字野馬木戸	古墳
17058	三直B行人塚群	君津市三直字中代	近世
17059	三直B行人塚群1号塚	君津市三直字中代	近世
17088	梨子木作古墳	君津市南子安字梨子木作	古墳
17097	下新田遺跡	君津市三直字下新田	弥生、古墳
17098	下新田古墳群	君津市三直字下新田	古墳
17099	下新田古墳群第1号墳	君津市三直字下新田	古墳
17101	沖入2号塚	君津市三直字沖入	中近世
17102	大鷲遺跡	君津市大鷲字並松	縄文(早)
17219	寺の前古墳	君津市南子安字八幡前	古墳
17301	南子安金井崎遺跡	君津市南子安字金井崎	縄文(早)、弥生(後)、奈良・平安
17302	九十九坊台遺跡	君津市内箕輪字九十九坊台	奈良・平安
17303	八重原古墳群	君津市三直字宇曾貝	古墳
19646	浅間塚	君津市三直字上新田	中世
19647	練木遺跡	君津市練木字基	縄文(早期)
19648	踊ヶ作遺跡	君津市南子安字下作	縄文(早期)

注：遺跡コードは、千葉県教育委員会が付与したコード番号。

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会 HP）

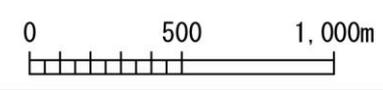


凡例

- 計画地
- 市境
- 埋蔵文化財包蔵地



1:25,000



出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県教育委員会 HP）

図 3.2-9 埋蔵文化財包蔵地位置図